

○岐南町指定基準緩和型訪問介護事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

平成30年3月14日

告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6の規定に基づき、岐南町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年岐南町告示第17号）別表に規定する指定基準緩和型訪問介護事業（以下「訪問型サービスA」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(事業の一般原則)

第3条 訪問型サービスAの指定を受けようとする者は、法人でなければならない。

2 指定基準緩和型訪問介護事業者（以下「事業者」という。）は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 事業者は、訪問型サービスAを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、町、介護予防サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第4条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(3) 岐南町暴力団排除条例（平成24年岐南町条例第6号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(基本方針)

第5条 訪問型サービスAは、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活

援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の員数)

第6条 事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は町長が指定する研修受講者をいう。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 事業者は、事業所ごとに、従業者のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービスAと指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問型サービスA及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項の訪問事業責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者又は町長が指定する研修受講者であつて、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

5 事業者が指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービスAと指定訪問介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第8条 訪問型サービスAの事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する

専用の区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

- 2 事業者が指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービスAと指定訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第9条 第6条第2項の訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するために具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA計画を作成するものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 事業者は、事業所の設備及び備品等については、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第11条 訪問型サービスAの事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 事業者は、サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防マネジメントを行う地域

包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第13条 事業者は、訪問型サービスAを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を町長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に訪問型サービスAを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問型サービスAを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービスAに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な訪問型サービスA等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(訪問型サービスA支給費の支給)

第14条 居宅要支援被保険者等が、指定事業者の当該指定に係る訪問型サービスAを行う事業所により行われる当該訪問型サービスAを利用したときは、町は、当該居宅要支援被保険者等が当該指定事業者を支払うべき当該訪問型サービスAに要した費用について、当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、町の発行する負担割合証に示された割合に応じて当該居宅要支援被保険者等が負担する自己負担額を除いた額を当該指定事業者を支払う。

(訪問型サービスAに係る支給限度額)

第15条 訪問型サービスAに係る支給限度額は、予防給付の要支援1の限度額とする。ただし、利用者の状態によって、限度額を超えてサービスを利用することが、自立支援につながると認められる場合は、この限りでない。

(指定の有効期間)

第16条 介護保険法施行規則第140条の63の7の規定により町が定める期間は、6年とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。